メール配信サービス　町では、登録された方に携帯電話やパソコンに災害情報、防犯情報、行政情報を電子メールで配信しています。ぜひご登録ください。登録方法は、町ホームページまたは公共機関に備え付けのチラシをご覧ください。**問合せ**　秘書広報課　TEL 557―7497

つけましたか？　住宅用火災警報器　平成22年4月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要となりました。火災を早期に発見することで初期消火や通報などの行動が早まり、近隣への延焼被害も軽減します。大切な家族や財産を守るため、早期に設置しましょう。**問合せ**　福生消防署 警防課　TEL 552 － 0119

INFORMATION インフォメーション

税

各種減額措置について

次に揚げるものについては固定資産税の減額措置が受けられます。

▼既存住宅を耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修した場合

▼長期優良住宅を新築した場合

それぞれ減額措置が受けられます。

条件などの詳しい内容については、税務課資産税係までお問い合わせください。

問合せ　税務課　TEL 557―7528

非自発的失業者の国民健康保険税軽減について

倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた方の国民健康保険税が昨年度（平成22年度）から軽減されています。

対象

①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）

②雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）

※離職日の時点で65歳未満であって、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当される方

※高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません。

軽減額の計算

国民健康保険税は、前年の所得により算定されます。軽減は、前年の給与所得を30％とみなして計算します。

軽減期間

離職日の翌日から翌年末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れてもさかのぼって軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると軽減が終了します。

軽減を受けるには申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ　税務課　TEL 557―7519

軽自動車税の減免について

平成22年度より軽自動車税の減免対象の範囲に、肝臓機能障害（ただし、歩行が困難な方に限ります）が追加されています。

詳しくは、お問い合わせください。

問合せ　税務課　TEL 557―7519

納税には便利な口座振替を

口座振替は役場や金融機関に行かずに、税金を納めることができるものです。納期がきたら指定された口座から税金が引落としされますので、納め忘れの心配もありません。

通帳、届出印、納税通知書（ある場合）を希望される金融機関にご持参の上、お申し込みください。なお、口座振替依頼書は町内金融機関に備え付けています。瑞穂町外の金融機関を希望の方は郵送します。

口座振替開始までの事務処理にかなりの日数がかかりますので、口座振替開始の1カ月前までに申し込んでください。郵便局は2カ月前となります。申込後でも手続きが完了するまでは、納付書によりお支払いいただく場合があります。

口座振替のできる金融機関

西多摩農業協同組合、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、みずほ銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、東京都民銀行、大東京信用組合、東京都信用農業協同組合連合会およびその他農業協同組合、郵便局

【注意点】

①納期限を過ぎた税は引き落としできません。

②領収書は発行されません。

ご寄付　町へ

○150万円…小林自動車㈱　様
○1万円…佐々木由美　様

問合せ　総務課　TEL 557―0531

今月の納期

◎固定資産税・都市計画税…第1期
◎軽自動車税…平成23年度分
納期は5月31日㈫です。

問合せ　税務課　TEL 557―7529

不用品交換　交渉は当事者間で

※費用が掛かることがあります

ゆずります

▶子供服（小学校低学年～中学年女子用）▶食器セット（おわん、お茶わん等30個）▶自転車（小学生女子用）▶幼児用食事いす▶ペットサークル（犬用）▶チャイルドシート▶室内用ジャングルジム▶ランドセル

ゆずってください

▶瑞中制服（女子用）▶二中制服（女子用）▶自転車▶ベビーカー（双子用でも可）▶おもちゃ（幼児用）▶ベビー服▶瑞中制服（男子用・Ｌサイズ）▶瑞中かばん▶二小体操着（150ｃｍ以上）▶むさし野保育園体操着（110～120ｃｍ）

問合せ　産業課　TEL 557―7633

預金通帳で確認してください。

③納期の前に通帳残高の確認をしてください。

④一括納税を希望される場合は納税通知書で納付してください。

問合せ　税務課　TEL 557―7529

年金

学生納付特例制度をご利用ください

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

学生の方で本人の前年の収入が一定額以下の場合には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています（年度毎に申請が必要です）。

申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合、障害基礎年金等を受けることができなくなりますのでご注意ください。

申請は、住民課国保係の窓口で受け付けています。

問合せ

▼住民課　TEL 557―7578

▼青梅年金事務所　TEL 0428（30）3410

国民年金保険料は、退職（失業）による特例免除があります

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難である場合には、申請により保険料の納付が免除となることがあります。

特例免除とは、通常であれば審査の対象となる方の所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されるものです。

対象は、申請する年度または前年度において審査対象の方に退職（失業）の事実がある場合となります（配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります）。

必要なもの

①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの

②認印（本人が署名する場合は不要）

③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票等）

追納のおすすめ

特例免除が承認された期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間に算入されます。

なお、免除の承認を受けた期間は、保険料の全額を納めたときと比較して、将来受け取れる年金額が少なくなります。

そのため、承認を受けてから十年までの間に、保険料を納めることができます（追納）。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、三年度目以降に追納する場合は、経過期間により一定の額が保険料に加算されます。

問合せ

▼住民課　TEL 557―7578

▼青梅年金事務所　TEL 0428（30）3410

お知らせ

生垣にしませんか

緑で潤う防災に強いまちづくりを目的に、生垣設置費用の一部を補助します。

【対象となる要件】

①建築物のある敷地内で、幅4ｍ以上の道路に面した場所に設置すること（鋼製フェンス等の内側に設置するものは除きます）。

②生垣は長さ3ｍ以上、高さ1ｍ以上であること。

③設置した生垣は5年以上保存すること。

④営利を目的として設置するものでないこと。

【補助金額】

▼業者に依頼する場合

①新たに生垣を設置する場合1ｍ当たり5000円（限度額10万円）

②生垣を設置するために、現在あるブロック塀等を撤去する場合1ｍ当たり2000円（限度額4万円）

▼自分で設置する場合

①の限度額を超えない範囲で、かかった費用（苗木、竹等の材料費）の額を補助します。

※必ず設置前に申請をしてください。また、施工前と施工後の写真が必要です。

問合せ　建設課　TEL 557―7659

猫を飼っている方へお願い

猫を飼うときは、「屋内飼育」「不妊・去勢手術の実施」「身元の表示」の3つのマナーがあります。

猫を屋外で飼うことは、交通事故、感染症、猫同士のけんかなど、猫自身への危険だけでなく、近隣への迷惑になってしまいます。

人と猫がともに暮らすために、その環境にふさわしい飼い方をしましょう。

問合せ　環境課　TEL 557―0544

消防団消火活動時の駐車にご理解を

消防団員は、火災等災害時にいち早く現場に向かわなければなりません。外出先から、直接現場に自動車で向か